

<令和6年度版>
民法の問題集（総則）
【問題＋解答】

【目次】

問題＋解答（全126問） p2～109

赤字の「改正」：令和4年4月1日施行分

第1編 総則

第1章 通則

問1 次の空欄を埋めましょう。

< 1条：民法の基本原則 >

- 1 私権は、「_____」に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、「_____」に従い「_____」に行わなければならない。
- 3 「_____」は、これを許さない。

問2 次の空欄を埋めましょう。

< 2条：民法の解釈の基準 >

この法律は、「_____」と「_____」を旨として、
解釈しなければならない。

第2章 人

第1節 権利能力

問3 次の空欄を埋めましょう。

< 3条：権利能力 >

- 1 私権の享有は、「_____」に始まる。
- 2 外国人は、「_____」又は「_____」の規定により禁止される場合を除いて、私権を享有する。

第1編 総則

第1章 通則

問1の正解

< 1条：民法の基本原則 >

- 1 私権は、「公共の福祉」に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、「信義」に従い「誠実」に行わなければならない。
- 3 「権利の濫用」は、これを許さない。

問2の正解

< 2条：民法の解釈の基準 >

この法律は、「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」を旨として、
解釈しなければならない。

第2章 人

第1節 権利能力

問3の正解

< 3条：権利能力 >

- 1 私権の享有は、「出生」に始まる。
- 2 外国人は、「法令」又は「条約」の規定により禁止される場合を除いて、私権を享有する。

第2節 意思能力

問4 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 3条の2 : 意思能力 >

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、【 無効とする / 取り消すことができる 】。

第3節 行為能力

問5 次の空欄を埋めましょう。

< 4条 : 成年 > 改正

年齢「_____」をもって、成年とする。

問6 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

< 5条 : 未成年者の法律行為 >

- 1 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の「_____」を得なければならない。ただし、単に「_____」を得、又は「_____」を免れる法律行為については、この限りでない。
- 2 1に反する法律行為は、【 無効とする / 取り消すことができる 】。
- 3 1にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

第2節 意思能力

問4の正解

< 3条の2 : 意思能力 >

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、【 無効とする 】。

第3節 行為能力

問5の正解

< 4条 : 成年 > 改正

年齢「18歳」をもって、成年とする。

問6の正解

< 5条 : 未成年者の法律行為 >

- 1 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の「同意」を得なければならない。ただし、単に「権利」を得、又は「義務」を免れる法律行為については、この限りでない。
- 2 1に反する法律行為は、【 取り消すことができる 】。
- 3 1にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

問7 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 6条：未成年者の営業の許可 >

- 1 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、
成年者と同一の行為能力を有する。
- 2 1の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第4編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限【 しなければならない / することができる 】。

問8 次の空欄を埋めましょう。

< 7条：後見開始の審判 >

精神上的の障害により事理を弁識する能力を「_____」にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族等の請求により、後見開始の審判をすることができる。

問9 次の空欄を埋めましょう。

< 8条：成年被後見人及び成年後見人 >

後見開始の「_____」を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

問7の正解

< 6条：未成年者の営業の許可 >

- 1 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、
成年者と同一の行為能力を有する。
- 2 1の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第4編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限【 することができる 】。

問8の正解

< 7条：後見開始の審判 >

精神上的の障害により事理を弁識する能力を「欠く常況」にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族等の請求により、後見開始の審判をすることができる。

問9の正解

< 8条：成年被後見人及び成年後見人 >

後見開始の「審判」を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

<講座案内>

ステップアップファーストでは、次の講座を開講しています。

- ・行政書士通学講座（個別指導）
- ・行政書士通信講座（個別指導）

各講座の詳細は、ホームページをご確認ください。

「ステップアップファースト で検索」

また、行政書士通学講座については「個別受講相談」を実施しています。
ご相談は無料で、随時開催しています。（予約制）

個別受講相談のご予約は、ホームページのお問い合わせフォーム、
またはお電話（055-215-2059）で承っております。

<合格者の声>（行政書士通学講座）

法律知識ゼロからのスタートで、半年間の勉強で一発合格できました。
先生の講座のおかげです。（ T.G.さん ）

<合格者の声>（行政書士通信講座）

「過去問や模試を2時間で解く」と言うことが大きな力となりました。
本試験でも2時間で解くペースを持ち続けられたからこそ1時間の余裕が
生まれ、落ち着いて再度解答確認が出来たことで得点を大きく伸ばすことが
出来ました。
半年間のご指導をどうも有難うございました。（ K.W.さん ）

<教材案内>

ステップアップファーストでは、オリジナル教材を販売しています。
各教材の詳細は、ホームページの「オンラインショップ」をご確認ください。

<逐条解説>

- | | |
|-------------------|--------------------|
| No.1 行政手続法の逐条解説 | No.6 民法の逐条解説（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の逐条解説 | No.7 民法の逐条解説（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の逐条解説 | No.8 民法の逐条解説（親族） |
| No.4 民法の逐条解説（総則） | No.9 民法の逐条解説（相続） |
| No.5 民法の逐条解説（物権） | No.10 個人情報保護法の逐条解説 |

<問題集>

- | | |
|------------------|-------------------|
| No.1 行政手続法の問題集 | No.6 民法の問題集（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の問題集 | No.7 民法の問題集（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の問題集 | No.8 民法の問題集（親族） |
| No.4 民法の問題集（総則） | No.9 民法の問題集（相続） |
| No.5 民法の問題集（物権） | No.10 個人情報保護法の問題集 |

<勉強法>

- | | |
|----------------|-----------------|
| No.1 もうひとつの勉強法 | No.2 基礎知識の足切り対策 |
|----------------|-----------------|

<合格者の声>

先生のサイトの教材に出会えて、今年度の行政書士試験に合格することができました。ほんとうにありがとうございました。

行政法関連の逐条解説は、印刷してパイプダーに綴じて持ち歩いていました。行政書士の試験では条文の読み込みはとても重要ですが、難しい言い回しの条文は何度読んでも、理解ができなければ、何の意味もなく、むしろ時間の無駄に感じていました。

先生の逐条解説は、何よりも難しい言い回しの条文をととてもわかり易い例え話で説明されていて、お陰で、条文という堅い読み物が、エッセーでも読んでいるような感じで、何度も繰り返して読めました。

一般の書籍では手に入らない、貴重な逐条解説だと思います。（ S.Y.さん ）